

西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画策定支援業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 業務委託名

令和7年度西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画策定支援業務委託

2 業務場所

北海道野付郡別海町

3 趣旨

本業務は、別海町に所在する天然記念物西別湿原ヤチカンバ群落の保存活用計画を2年間で策定するための支援業務である。

各種調査や計画素案作成、検討委員会運営など計画策定の総合的な支援業務を遂行できる高い専門知識と技術を持つ、質の高い事業者を審査し選定する。

4 業務内容

別紙「令和7年度西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

5 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日（火）まで

6 提案上限金額

令和7年度5,266,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）

7 選定方式

公募型プロポーザル方式

8 参加資格

公告の日から提案書の提出期限の日までの期間に別海町工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。

9 日程

本プロポーザルの日程は以下のとおり。なお、発注者の都合により予定を変更する場合がある。

1	公募開始	令和7年6月2日（月）
2	募集要項等に関する質問の提出期限	令和7年6月16日（月）
3	質問に対する回答日	令和7年6月20日（金）
4	参加表明書の提出期限	令和7年6月27日（金）
5	企画提案書の提出期限	令和7年7月4日（金）
6	企画提案説明会開催通知	令和7年7月7日（月）
7	企画提案説明会・審査	令和7年7月11日（金）
8	結果通知	令和7年7月18日（金）
9	契約締結	令和7年7月下旬～8月上旬

1 0 応募手続き

(1) 応募提出書類は以下のとおり。

	種 類	様 式	部 数
1	参加表明書	様式 1	1
2	企画提案審査申請書	様式 2	1
3	類似業務実績一覧	様式 3	1
4	業務実施体制表	様式は任意	1
5	業務従事者一覧	様式 4	1
6	企画提案書	様式は任意。別紙「仕様書」を参考にしつつ、次の2点を中心に作成すること。なお、企画提案の範囲は令和8年度の業務内容を含むこととする。 ①これまでに受注した類似業務を1つ以上取り上げて、その優れた点を説明すること。 ②西別湿原ヤチカンバ群落の現況を踏まえて、西別湿原ヤチカンバ群落保存活用計画について提案すること。 A 4両面印刷（カラー可）。8ページ以内。ページ番号を付記すること。	1 0
7	参考見積書	様式 5（令和8年度の見積額も参考額として併せて記載すること。）	1
8	見積書内訳	様式は任意	1

(2) 別海町の競争入札参加資格設計等部門に登録されていないものは、参加表明書提出時に次の書類を併せて提出すること。

- ア 代表者身分証明書の写し（個人の場合のみ提出）
- イ 登記事項証明書の写し（法人の場合のみ提出）
- ウ 許可・登録証明書の写し（建設業許可通知書及び許可申請書別表の写し等）
- エ 国税の納税証明書、都道府県税の納税証明書、別海町役場税務課発行の完納証明書（別海町内業者又は別海町で課税がある場合のみ）
- オ 営業所一覧表
- カ 貸借対照表及び損益計算書
- キ 業務実績書（前年、前々年）
- ク 委任状（本店以外の者が申請者となる場合（支店・支社・営業所長等）、申請者の代理として手続を行う場合（行政書士・会計士等））
- ケ 誓約書（暴力団員・暴力団関係事業者でないことを表明するもの）

(3) 提出期限

ア 参加表明書 令和7年6月27日(金)午後5時必着

イ ア以外の書類 令和7年7月4日(金)午後5時必着

(4) 提出場所 別海町郷土資料館文化財担当

(北海道野付郡別海町別海宮舞町30番地)

(5) 提出方法

郵送(一般書留又は簡易書留)又は持参。提出時の企画内容説明は受け付けない。

(6) 辞退

応募手続き後に辞退する場合は直ちに電話で連絡し、辞退書(様式任意)を提出すること。

1 1 募集要項等に関する質問及び回答

(1) 提出書類募集要項等に関する質問の提出書類は任意の様式とする。

(2) 提出方法

kyoudo@betsukai.jpあてにメールで提出し、到達確認を電話で必ず行うこと。

(3) 提出期限

令和7年6月16日(月)午後5時まで

(4) 回答は、提出されたすべての質問について取りまとめ、令和7年6月20日(金)に別海町ホームページに公開する。

(5) その他

電話・FAXによる質問、本募集要項及び仕様書の内容以外の質問は受け付けない。

1 2 企画提案説明会・審査

受注候補者に選定された者は、提出した企画提案書に基づき、以下のとおり企画提案説明を行うこと。

(1) 日時

令和7年7月11日(金) 午後1時30分から

受注候補者が複数の場合の企画提案説明の順序は、発注者が定める。

(2) 場所

別海町役場 101・102会議室(北海道野付郡別海町別海常盤町280番地)

(3) 説明者

本業務を実際に行う従事者を主とすること。

(4) 説明時間

30分以内(プレゼンテーション20分、質疑10分)

(5) 説明方法

企画提案書及びパソコン出力によるテレビモニター画面(65インチ)を使って説明する。企画提案書の内容を中心に行うこと。パソコンは企画提案者が持参する。接続はHDMI端子とし、パソコンからの音声出力はしないこと。

1 3 審査方法

別海町教育委員会教育部長を委員長とする審査委員会において審査する。

1 4 審査委員会での選定方法

(1) 各審査委員が別表の評価基準をもとに採点する。各委員の合計点を集計した点数(総合計点)が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

- (2) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者に選定する。
- (3) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。
- (4) 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

1 5 企画提案の無効

次のいずれかにあたる場合は、企画提案を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類の不備及び未記入がある場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 複数の企画提案書を提出した場合

1 6 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出書類については返却しないものとする。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては受理しないこととする。
- (4) 著作権の取り扱い

ア 決定した業者の業務提案書に係る著作権は、別海町に帰属する。ただし、契約締結前
にあつては提案者に帰属する。

イ 決定されなかった業者の業務提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

1 7 提出書類の変更

業務提案に関する書類の追加、変更、差し替え及び再提出は原則として認めない。提出書類の誤字脱字等がある場合は、企画提案説明会時に説明すること。

1 8 契約候補者の決定及び通知

契約候補者は、審査委員会の審査結果報告を受けて、町長が最終決定し、各応募者に通知する。

1 9 再委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。ただし、この場合でも、受注者は当該第三者の行為のすべてについて責任を免れない。

2 0 契約

契約については、契約候補者と別途協議の上決定する。

2 1 問い合わせ先及び各種書類の提出先

- (1) 住 所 〒086-0201 北海道野付郡別海町別海宮舞町30番地
- (2) 担 当 別海町郷土資料館 文化財担当
- (3) 電 話 0153-75-0802
- (4) メール kyoudo@betsukai.jp